

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ、地方共有税の創設

- (1) 都市自治体における地方単独事業を含めた社会保障給付サービスや、増大する道路・橋梁、学校等の改修費用、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う財政需要等を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により解消を図ること。
- (3) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。
- (4) 都市自治体は、これまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財政運営に取り組んできており、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。

2. 地方税財源の充実強化

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- (3) 自動車重量税及び自動車取得税については、都市自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。

- (4) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の5%を評価額の最低限度とする、現行制度を堅持すること。
- (6) 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策として住宅借入金等特別税額控除制度の延長等を検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行われるべきものであり、仮に個人住民税に影響を及ぼす場合にあっては、その減収補てんについて、国の責任により全額措置すること。

3. 都市自治体の意見を反映した地域自主戦略交付金の制度設計

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化の制度設計に当たっては、先行する都道府県及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1) 総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく、必要額を確保するとともに、当該交付金化に伴う地方債措置についても、新たな財政負担が生じることのないよう万全の措置を講じること。
- (2) 配分については、団体間・年度間の事業費の変動等の地域の実情に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。
また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。
- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等や一部事務組合等に対する国庫補助金等は対象外とするとともに、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に対象事業等の情報提供を行うこと。
- (4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続の簡素化など事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はいくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。
- (6) 政令指定都市分については、対象要件の緩和など自由裁量拡大に寄与する不断の見直しを行うとともに、必要額を確保すること。

4. 公債費負担の軽減

公債費負担の軽減を図るため、平成 24 年度までの措置とされている公的資金の補償金免除繰上償還について、平成 25 年度以降も措置を延長するとともに、不交付団体も対象としたうえで、年利等の対象要件の緩和を図ること。